平成２３年（フ）第１３号
愛知県犬山市字中唐曽５番地48
債務者　可児あさ子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８７０号
京都市右京区鳴滝桐ケ淵町30番地の26　小林アパート
債務者　栗平　富也
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７８号
京都府八幡市美濃山井ノ元74番地
債務者　吉川　昌伸
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８３号
京都府宇治市広野町丸山７番地　メイゾン・ド・ボワー410号
債務者　堀　　英樹
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３９号
大阪府高槻市大和１―12―２、住民票上の住所京都府宇治市小倉町蓮池160番地の34
債務者　田島　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６４号
京都市東山区今熊野日吉町３番地30
債務者　武藤みちよ
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１７号
京都府八幡市八幡植松２番地の51
債務者　鹿田美由紀（旧姓穴井）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３６号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　19棟503号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４１号
京都府向日市寺戸町北前田28番地の１　レオパレスプリムラ102号
債務者　横山　　洋
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９４号
京都府八幡市男山金振７番地13　中西マンションＢ203
債務者　鷲尾　敏喜
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
香川県さぬき市志度2246番地７
債務者　馬場　年紀
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４８１号
香川県丸亀市綾歌町栗熊西817番地４レオマ社員寮ＢＢコート1224号
債務者　森川　哲平
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５０６号
香川県高松市屋島東町1095番地166グランコート屋島103号室、住民票上の住所香川県東かがわ市横内323番地６
債務者　藤井　　浩
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１３号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町161番地２小豆島町営草壁改良住宅48―１
債務者　川﨑　五月
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６９７号
鹿児島県鹿児島市魚見町107番地11
債務者　宮内サチ子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６９８号
鹿児島県鹿児島市魚見町107番地11
債務者　福元眞利子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目53番22号　山下ビル202号
債務者　渕之上容子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係